

[事案 30-263] 既払込保険料返還請求

・令和元年8月14日 裁定終了

<事案の概要>

精神的・肉体的に疲弊していた状態で契約手続きを行ったこと等を理由に、既払込保険料と解約返戻金の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年2月および3月に契約した米ドル建一時払終身保険2件について、飲酒と精神疾患治療のための処方薬服用が相まって、精神的・肉体的に疲弊している中で契約したこと等から、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人はいずれの契約も申立人配偶者同席で契約内容の説明を受け、申込手続きを行い、告知書作成を行った。
- (2) 契約時、申立人からアルコール臭や飲酒状態とは感じられず、口調や応対、外見、ご自宅の状況にも何ら異常は見られなかった。また、契約後のメールのやり取りを見ても申立人は商品内容を理解している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人の意思能力に問題が生じていたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。